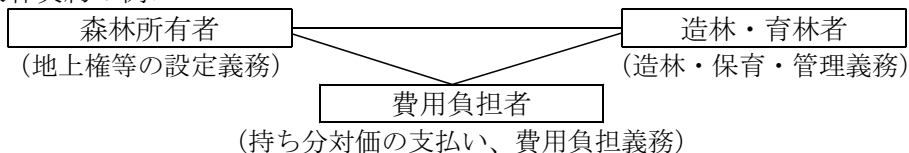


分収林特別措置法に基づく事務の概要

1 制度概要

分収林特別措置法による分収林制度は、森林所有者、造林・育林者及び費用負担者が、事前に伐採時の分収割合などの契約を結んだ上で森林を造成・育成し、伐採時の収益を契約で取り決めた割合で分け合う制度であり、本法で定める手続は、分収林契約の適切な実施を確保するためのものである。

<分収林契約の例>



*費用負担者と造林・育林者若しくは森林所有者が同一又は森林所有と造林・育林者が同一の場合もある。

2 市町村に移譲する権限（下線は、今回、新たに移譲する権限。）

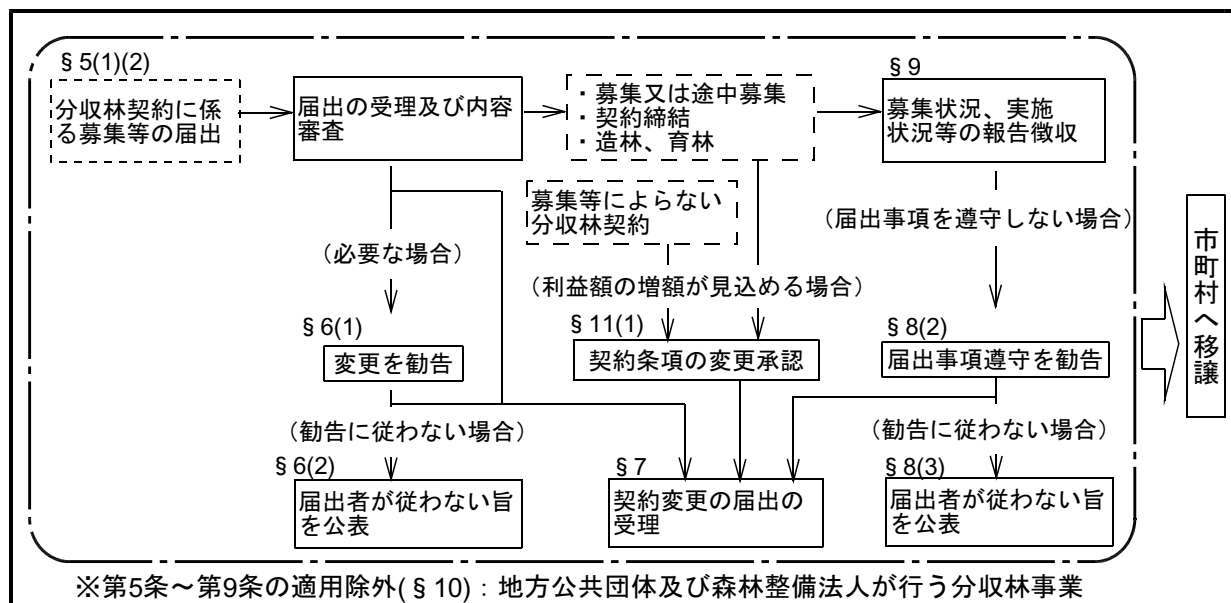
- (1) 分収林契約に係る募集又は途中募集の届出の受理 (法第5条第1項)
- (2) 分収林契約に係る募集又は途中募集の届出事項の変更届出の受理 (法第5条第2項)
- (3) 届出事項の変更の勧告 (法第6条第1項)
- (4) 前項の勧告に従っていない旨の公表 ※(6)の勧告について法第8条第3項で準用 (法第6条第2項)
- (5) 募集又は途中募集に係る分収林契約の変更届出の受理 (法第7条)
- (6) 届出事項の遵守の勧告 (法第8条第2項)
- (7) 募集又は途中募集の実施状況等に係る報告の徴収 (法第9条)
- (8) 分収林契約の契約条項の変更に係る承認 (法第11条第1項)

注1 「募集」及び「途中募集」とは、不特定多数の者を対象とするものをいう。

注2 法第10条の規定により、地方公共団体及び森林整備法人（法第10条第2号）には、法第5条から第9条までの規定が適用されない。

3 事務処理フロー図

* § 5(1)等の番号は、法の条項に対応。 [---] は届出者の動き、 [] は道（市町村）の動き



4 事務処理量

北海道及び権限移譲済市町村（既に移譲済みの10市町）においては、これまで当該事務の実績はないが、次の理由から、今後生じる可能性がある。

- ・平成11年度まで分収林契約の募集を行っていた（一財）北海道森林整備公社が、平成25年1月に森林整備法人の認定が取り消され、同月以降、法第5条～第9条の適用対象となっていること（同法人は、現在、新規の募集を行っていないが、新たに募集したときは、これら規定の適用を受ける。）。
- ・今回新たに移譲する分収林契約の契約条項の変更に係る承認（上記2(8)）は、最近の分収林特別措置法の改正で創設された事務（平成29年4月～）であるが、地方公共団体も対象であること。